昭和三十二年二月二十日第三種郵便物認可（毎月十日発行定価一部二円）

広報とちお

第13号

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話（代表）750

人口の動き
（9月末日現在）

男	18、777人
女	19、913人
計	38、690人
世帯数	7、168

定例市議会

第5回

一般会計 追加更正予算など可決

教育委員 選管委員も決まる

第五回市議会定例会は、九月二十六日織物組合に招集され、会期を十日間と決め、提出議案十九件のうち五件を可決して休会にはいりました。その後各常任委員会を開き審議、第二日目の本会議は、十月三日再開、各委員長から委員会の審査報告、続いて活発な一般質問があつて第二日目の本会議を終りました。第三日目は翌四日に開き、残りの議案十四件をそれぞれ原案可決して、会期一日を残してこの定例会を閉会しました。

★九月二十六日 本会議第一日目

この日午前十一時に開議、議会運営協議委員長から会期を十日間にする旨の報告があつてこれを承認、直ちに議案審議にはいり、次の五件をそれぞれ原案可決し、午後四時八分散会しました。

【議案】
▼国民健康保険条例の一部改正について
▼国民健康保険税条例の一部改正について
▼教育委員会の委員任命について
▼廃止道路の譲与について
▼工事請負金の前金払について

国保給付範囲拡大さる

患者移送費も支給

栃尾市国民健康保険条例の一部改正が原案可決されて、十月一日から次のように変りました。

(1) 初診料が半額給付されることになりました。

(2) 助産費、葬祭費がおのおの五百円増額されて千円になりました。（ただし十月一日以後に分娩又は死亡した場合）

(3) 患者移送費が支給されることになりました。

被保険者が病気やケガで入院しようとするとき歩くことが困難で乗物を利用しなければならないときは、入院先の距離（市外に属する距離は除かれる）によつて患者移送費が支給されます。この移送費の支給を受けようとするときは、入院先の医師から証明書をもらい、それを保健衛生課へ提出して市の承認を受けなければなりません。市外の病院へ入院するときは、保健衛生課で医師の証明書用紙を交付します。

移送費の算出方法は移送区間の距離によつて異なり、その区間距離は栃尾市管内路程表により算出して支給されます。各区間（部落別）の移送費は紙面の都合で省略いたしますから、細かいことは保健衛生課へお問合せください。

★十月三日 本会議第二日目

午前十一時開議、休会中に各常任委員会附託となつた議案の審査結果を各委員長から報告、これを可決、その後一般質問にはいり、午後四時四十分散会しました。

★十月四日 本会議第三日目

午前十時開議 提出議案のうち、残りの十四件をそれぞれ原案可決、その後守門総合開発特別委員会を設置することと各常任委員の改選動議が出されこれを決定、この常任委員の改選に伴つて議会運営協議会の委員も改選され、午後五時五十三分散会しました

この日可決された議案は次のとおりです。

【議案】
▼職員の給与に関する条例の一部改正について
▼職員の暫定手当に関する条例設定について
▼職員寒冷地手当及び薪炭手当支給条例の一部改正について
▼職員退職手当支給条例の一部改正について
▼職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について
▼職員団体の業務にもつぱら従事する職員に関する条例の一部改正について
▼特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
▼手数料条例の一部改正について
▼栃尾市農業委員会部会の委員定数条例設定について
▼選挙管理委員会の委員選挙について
▼市有財産処分について
▼昭和三十二年度一般会計歳入歳出予算追加更正について
▼昭和三十二年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算追加更正について
▼昭和三十二年度一般会計歳入歳出予算追加更正について

なお、今回の市議会に出された請願十二件、うち十件を採択、陳情三件のうち二件を採択することに決定されました。

新教育委員は

若杉利兵工氏と決まる

市教育委員会委員西片精一氏は昭和三十二年九年三十日で任期満了となるため市長は九月二十六日の定例市会に、その後任に若杉利兵工氏（大字明戸）を選任、議会の同意を得て同氏と決定しました。

敬老会

毎年行われてきた敬老会がことしも各学校単位に実施することにきまりまして九月一日上塩小学校を最初に十月八日栃尾小学校地区の敬老会まで十九カ所で実施され（未完了のところあり）、呼年七十五才以上のおとしよりも現在まで八百九十六名を数えました。この中で一番のおとしよりは、慶応元年生れのことし九十二才の茨木ソヤさん（蛭井沢）です。

【写真は栃尾地区敬老会の一コマ】

みんながしあわせに

"赤い羽根"共同募金

市の目標額三十一万九千円

"赤い羽根"共同募金運動が、ことしも十月一日から十月三十一日までの一カ月間行われることになりました。

ことしの新潟県の目標額は二千四百万円、そのうち栃尾市目標額が三十一万九千円と決定されました。これを達成するため、さる九月十日の区長会議に提案して昨年同様戸別募金とすることにし、各町内（部落）別の目標額の算出割合は、所得割四十%、世帯割三十%、人口割三十%とすることにきめていただきました。

募金期間中の十月三十一日までに目標額を達成するよう格別のご協力をお願いいたします。

なお、この共同募金運動は昭和二十二年から国民たすけあい募金として始められ、民間社会事業の資金にあてられていたものです。昨年の目標額は三十一万八千円、配分金が二十三万二千二百六十円でしたから、目標額の七十三%が市の社会事業の資金に使われることになります。

靖国神社奉賛会

募金にご協力を

靖国神社は明治初年に創立せられ、それから八十余年の間数多くの忠霊を合祀奉斎して今日に至りましたことはご承知のとおりであります。ところがこの靖国神社も終戦をさかいとして政府の管理を離され、いつさいの補助はなくなつてしまいました。それにまして当時の占領下では合祀まで制約をうけておりましたが、幸いわが国民各界有志によつて「靖国神社奉賛会」が結成され、各都道府県ごとに本部を結成し、国民運動として広く浄財を仰ぐことになりました。

新潟県本部はさる七月八日に結成、郡市支部はさる九月十日当市役所において県係長区長、民生委員、その他団体代表のお集りをいただき支部を結成いたしました。

市内で今次大戦で戦没された英霊は一千余柱で、内まだ合祀されていないものが約半数あり、これら未合祀者の合祀促進を図るため区長が中心となり、市民の皆さんから会員となつていただき協賛金をいただくことになりましたので格別のご協力をお願いします

陸海空 自衛隊生徒募集

◎制度 自衛隊で必要とする技術部門を担当する陸海空曹を養成するため、優秀な素質を有する少年隊員を採用するものであります。

◎受附期間 十月五日～十一月五日

◎応募資格 昭和三十三年四月一日現在、二十一才未満のもので、三十三年三月高等学校卒業見込みの者

なお、詳細は十月切手同封のうえ、新潟市上所島字居浦一一三七番地、新潟地方連絡部へ問合せください。

犬の予防注射を実施

ことし第二回目の狂犬病予防注射を次の表のとおり実施いたしますから、犬を飼つているかたはそれぞれ定められた場所で受けてください。なお、未登録犬であつてもその犬が生後三カ月を経過しているものであれば、登録手続きと狂犬病の予防注射も受けなければなりませんから、該当する犬がおりましたら、もよりの場所へ手数料四百四十円（内訳、登録手数料三百円、注射料百十円、注射済証三十円）と印鑑持参のうえ、犬をつれてきてください。

十月二十二日	午前十時～午後三時	上塩谷公民館
〃 二十三日	〃	下塩谷公民館
〃 二十五日	〃	入東谷公民館
〃 二十六日	午前十時～正午	小貫公民館
〃 二十八日	〃 十時～午後三時	東谷公民館
〃 二十九日	〃	中野俣公民館
〃 三十日	〃	半蔵金公民館
十一月 一日	〃	西谷公民館
〃 四日	〃	一之貝区役場
〃 五日	〃	荷頃公民館
〃 六日	午前十時～午後四時	栃尾市役所前

結核検診問答 ①

きたる二十五日から三十一日までは結核予防週間です。そこで毎年行われておりますツベルクリン、BCG、レントゲン撮影など結核検診について、問答式に登載しました。

【問】 ツベルクリン注射はどういう人がしなければなりませんか。

【答】 生後三カ月以上の人全員がしなければなりません。

【問】 ツベルクリン注射はその反応によつて結核にかかつたかどうかをみるためですか。

【答】 結核という病気は結核菌というバイ菌によつておこる病気であることは皆さんご承知のことと思います。ツベルクリン注射はこの結核菌が人間のからだの中にはいつたかどうかを見分けるための注射です。

この注射をしてまる（二日四十八時間）を経た時注射のあとを調べてその反応によつて判定します。

【問】 ツベルクリン反応の判定に陰性とか陽性とかありますが簡単に説明してください。

【答】 この判定の結果、次のように三つに分けられます。

(1) 注射針のあとだけではとんど変りのないものを陰性といいます。これはまだ結核菌が体内にはいつていない証拠です。したがつて免疫性になつていないことを意味します。

(2) 少し赤くなつたものを擬陽性といいます。これは結核菌が体内にはいつたかどうかはつきりしないものです。

(3) 赤味が縦横一〇ミリ（三分程度以上）以上のものを陽性といいます。これは結核菌が既に体内にはいつた証拠です。

交通事故をなくしましょう

秋季交通安全旬間／十月二十二日～三十一日

(1) 人は右側車は左側を通りましょう

(2) 道路を横断する時は横断歩道か直角に横断しましょう

(3) 道路へ物を出したり道路上の遊びはやめましょう

(4) 自転車乗りは一列に進行しましょう

(5) 自動車の速度は守りましょう

市庁舎増改築工事に着工

―新年から新庁舎で執務―

さる七月の市議会全員協議会（既報）で暫定的に増築することに決まっていた市庁舎は、九月十三日入札を行い、最低金額の入札業者との話しあいにより、六百八十八万円で市内共栄土建株式会社に、電気工事は三十八万円で市内大橋電気商会に、それぞれ請負者がきまり着工しました。

この増築、（旧館の一部模様替を含む）工事は、元厚生課税務課がはいっていた建物を取りこわし、その跡に六間×十五間、木造二階建百八十坪、附属家屋三間×四間半の木造平屋建十三坪および渡り廊下の新設、便所の改造などをするもので、新年から新しい庁舎で事務ができる予定です。

この工事のため、取りこわしをする建物内に執務していた厚生課、税務課は本館の二階に移って執務しております

栃尾高校西谷分校 独立校舎完工

さる七月から建築を進めていた栃尾高等学校西谷分校の独立校舎が、このほど大字中（通称中村）にできあがり、さる九月十四日落成式を行いました。

この新校舎は、教務室、教室六を有する学び舎で、現在百七人の学生が四人の専任職員を中心に勉学にいそしんでおります。

【写真はできあがった西谷分校】

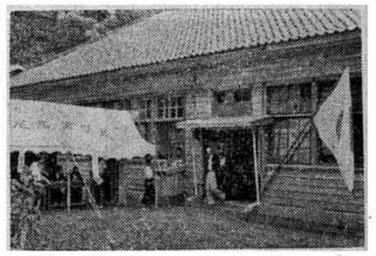

追加更正で二百十一万減額

職員給与も改正される

今回提案の追加更正予算額は、二百十一万二千二百九十五円の減額ですが、これは当初予算に見込んだ二千万円の市庁舎の建築が現市庁舎の脇へ暫定的に増築することになったために、増築費およびこれに伴う諸費用八百十二万円に更正するとともに、歳入面で起債の一千万円を減額、消防費の可搬式動力ポンプに対する起債八十万円が不可能となったので減額しました。

なお、消防費の起債不可能のかわりに補助金十四万円が内定したので歳入に計上してあります。

純追加額は九百七十六万七千七百五円ですが、このうち主なるものは、給与改訂に伴う人件費の追加額が二百四十九万円余で、次に土木費二百五十六万八千円で、この内容は比礼のトンネルの公共事業分が百九十二万六千円、同じく比礼トンネルの災害復旧分四十四万二千円、栃尾上ノ原線の道路敷補償料二十万円などであります。

上水道の布設も着々と準備が進められておりますので、一般会計から百五十万円を繰出すために計上してあります

財産費では、市営住宅建築費として七十万円、荷頃中学校の通学道路など学校用地の購入費として十万一千二百円を計上してあります。

商業経済費では、職員給与費を除き二十五万八千五百円で内容は、農業委員報酬の不足額十万八千五百円、農業振興費の追加七万円、新農村建設事業費五万円、農業委員会費の食糧追加費三万円であります。

教育費では、職員給与費を除き百九十五万三千七百六十円で、内容は、中学校創立十周年記念式費五万五千円、学校図書館図書整備費二十万円理科教育設備費五十九万八千円、小学校費の備品費中栃尾小特殊学級設備費十六万円、熊袋小ピアノ購入費追加十一万五千円、東谷小テープレコーダー購入費六万九千円、教科用図書給与費小、中学校分十一万八千二百円、以上が歳出の主な内容です。

歳入としては、補助金及び寄附金のほかに地方交付税追加交付見込額六百万円、前年度繰越金三十二万七千五百九十七円を計上して歳出とのバランスをはかつてあります。

なお、これとは別に十月三日提出された追加更正予算があり、栃尾中学校校長住宅建築費として四十万円が計上され現計予算は一億九千二百二十一万一千五百円となりました

果次のように決定されました

▼総務文教委員 八人
◎佐藤源治郎 ○諸橋春雄 高林幸平 棚村守男 渡辺夷之助 高橋忠作 斎藤勇吉 桜井藤雄

▼建設委員 八人
◎西片俊吉 ○野沢喜之七 小林慶次 本田新助 外山兵衛 川田仁一郎 椿明 諸橋丑太郎

▼産業委員 七人
◎大橋正賢 ○八木金吾 倉茂与三郎 石田藤蔵 山井龍三郎 菲沢安兵衛 斎藤富雄

▼厚生委員 七人
◎山井五郎 ○多田伊二 佐藤熊太郎 伊東養正 星野淳一 佐藤雋一郎 磯部城次

（◎は委員長、○は副委員長）

市議会 常任委員改選さる

十月四日全議案の審議が終つてから、常任委員改選の動議が出され、その申し合せができ、直ちに選任を行つた結

議会運営協議会 委員も改選

常任委員の改選に伴つて、議会運営協議会の委員も次のように改選されました。

◎石田藤蔵（産業委選出）
○椿明（建設委選出）
伊東養正（副議長）
斎藤勇吉（総文委選出）
佐藤雋一郎（厚生委選出）
（◎は委員長、○は副委員長）

守門総合開発 特別委員決まる

守門総合開発特別委員が十四日選任されました。委員の氏名は次のとおりです。（敬称略）

◎高林幸平 ○高橋忠作 ○山井龍三郎 石田藤蔵 棚村守男 倉茂与三郎 大橋正賢 佐藤源治郎 斎藤勇吉 椿明 菲沢安兵衛 星野淳一 諸橋丑太郎 諸橋春雄 桜井藤雄

（◎は委員長、○は副委員長）

国保税条例を改正 税率がかわる

栃尾市国民健康保険条例の一部が改正され、税率が次のように改められました。（カッコ内は改正前）

▽所得割＝千分の十七（千分の十三）▽資産割＝千分の百九十（千分の百九十八）▽被保険者均等割＝被保険者一人につき百四十四円（百五十円）▽世帯別平等割＝一世帯について六百十二円（六百十円）

この広い空のどこかで

昭和三十一年度の人口動態統計によると、日本の広い空のどこかで、次の割合で人口の変動が行われたことがわかります。

▽十九秒に一人生れ
▽四十四秒に一人死に
▽三十四秒に一人づつ人口がふえ
▽四十四秒に一組づつ結婚
▽四分に一人が脳卒中で
▽六分半に一人がガンで
▽十二分に一人が結核で
▽十六分に一人が不慮の事故で
▽二十四分に一人が自殺で死んだことになります。

十月の市税は

市町村民税 第三期
国民健康保険税 十月分

◎期限内にお忘れなく・納税をお願いいたします。

名簿にのらないと投票できません

基本 選挙人名簿の縦覧

縦覧期間 11月5日～19日

さる九月十五日現在で有権者の皆さんの選挙権資格申告によつて、市選挙管理委員会ではそれを参考として、ただ今基本選挙人名簿を調製中であります。

この名簿を十一月五日から十九日までの十五日間、毎日午前八時三十分から午後五時まで市役所でお見せいたしますから、この期間中に落ちや誤りがありましたら文書で異議の申立をしてください。

基本選挙人名簿は、十二月二十日確定して、その後一年間効力があり、その期間中に公職選挙法による選挙などが行われる場合に使用されるものですから、選挙のときは安心して投票することができるよう是非登録の有無を確認されることをお願いいたします

選挙管理委員改選 全委員新人にかわる

市選挙管理委員会の現委員は、きたる十月二十日で任期満了となるため、その後任委員が市議会の選挙によつて次のかたがたにきまり、それぞれ本人の承諾を得ました。この新委員は十月二十一日から就任することになります。

なお、選挙管理委員の任期は三年です。（敬称略）

【正員】
西片精一（上樫出）農
諸橋周平（北荷頃）農
松平一平（葎谷）農

【補充員】
桑原宏右（栃堀）僧侶
諸橋義一（上来伝）農
磯部滝太郎（森上）農

公明選挙 青年弁論大会終る

市選挙管理委員会では、九月二十一日午後一時から栃尾小学校合同教室において「公明選挙と青年の覚悟」と題して公明選挙青年弁論大会を開催しました。

この日の審査員は、市長、石田藤蔵、神子田安法、聞清太郎、平林与一郎の五氏によつて慎重審査の結果、次の人が入賞ときまりました。

【一位】中村六郎（上樫出）
【二位】五十嵐善一郎（下樫出）
【三位】嘉代貞治（入塩川）
【四位】多田徳司（西野俣）
【五位】田辺靖雄（山田）

この結果、一位の中村六郎君は、九月二十六日長岡市において開催された同弁論大会に出場、二位に入賞、続いて十月六日新潟市で開催された県大会に出場しましたが惜しくも入賞を逸つしました。

教育委員長改選

委員長 大崎龍伍氏に

第十四回市教育委員会が、十月二日教育委員会事務局で開かれ、九月三十日で任期満了となつた西片精一氏に代つて断つても帰らずしつこくねばる

(2) 承諾なしに玄関や縁側又は庭先などにき？物品を並べたり、あるいは、こうもりや靴などの修繕をしたり、これらのものをさがしたりする

(3) 危害を加えるようなことばや態度をして建物や庭木、家畜などにいたずらをする

ことさらにイレズミなどを見せたり、いやらしいことばや態度をもつて不安を与える

(4) 承諾なしに物品を配布したり、修繕又は加工しあるいは掃除やお祈りなどして金品を請求する

(5) 物品を売るについて「これはいい品だ」などといつて粗悪品を売りつけるように誤解させることばや態度をする

このような行為をした者は一万円以下の罰金又は拘留科料に処せられます。なお、常習犯に対しては六カ月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処せられるという強い規定でありますから、押売り、押買いがきたときはただちに警察署又は駐在所へお知らせください。

（栃尾警察署）

押売り防止条例できる

みんなの力で押売りを防ごう!!

ここ数年来押売りの数がふえて一般家庭や会社、事務所などに不安や迷惑をかけています。

この押売りを無くするためこのたび「新潟県押売り等防止条例」が制定され、九月二十七日に公布、同日施行されました。この条例の目的は、押売りなどを予防して県民生活の安全を図るためであります。

一般家庭はもちろん会社、事務所、工場などへ行つて品物の押売りだけでなく、家の附近にある道具類などまだ使いる物をこわしたりして二足三文で無理に買つて行く押買いもふくまれます。そしてその行為は

(1) 「いらない」「売らない」「直さないでもよい」といつて断つても帰らずしつこくねばる

(2) 承諾なしに玄関や縁側又は庭先などにき？物品を並べたり、あるいは、こうもりや靴などの修繕をしたり、これらのものをさがしたりする

(3) 危害を加えるようなことばや態度をして建物や庭木、家畜などにいたずらをする

ことさらにイレズミなどを見せたり、いやらしいことばや態度をもつて不安を与える

(4) 承諾なしに物品を配布したり、修繕又は加工しあるいは掃除やお祈りなどして金品を請求する

(5) 物品を売るについて「これはいい品だ」などといつて粗悪品を売りつけるように誤解させることばや態度をする

このような行為をした者は一万円以下の罰金又は拘留科料に処せられます。なお、常習犯に対しては六カ月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処せられるという強い規定でありますから、押売り、押買いがきたときはただちに警察署又は駐在所へお知らせください。

（栃尾警察署）

胃という袋

胃に一度に入れることのできる最大量は一・二リットルというから約七合……ご飯なら茶わんに六パイ、中華そばなら四パイ、ビールで二本あんみつならヒパイという勘定である。

午後の六時に夕食をたべると一分後には、胃に入りはじめて、十時半には全部胃をとおつてしまう。午後一時に小腸を通過、翌日の午後六時には、最初の大便が大腸をはなれ、最後の大便が出ていくのは翌々日の午後の六時といわれています。

天高く馬肥ゆる候とか、モリモリ食べてモリモリふとるのもよいが、もう一度自分の胃袋の大きさを考えてみたいものです

◇……◇

ジフテリアの流行期に入る

予防にはまず注射

ジフテリアは非常に伝染性が強く、いたるところに患者が発生して年中絶えることがありません。

特に寒いときにかかりやすく、患者の多くは十才以下であるが十才以上の子供および大人にも見られるようです。

二才、三才位の幼児が死亡率も高いようですから、特に注意しなければなりません。

ジフテリアには、咽頭ジフテリア、喉頭ジフテリア、鼻ジフテリアなどがあります。

予防するには、非常によく効く予防注射があります。この注射を受けておくと、かかることも少いし、もしかかつたとしても軽くてすみます。

市でも、ただ今各所において、ジフテリア一期の予防注射を実施中ですから、該当者は、忘れずに受けてください。

ジフテリアの予防注射は、予防接種法という法律で三期に分けて行います。

第一期（市内の該当者）
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までに生れた者（三回注射しなければならない）

第二期
小学校入学前六カ月以内

第三期
小学校卒業前六カ月以内

該当者には、それぞれ通知しますが、もし通知のもれたかたがありましたら、市の保健衛生課へ照会くださるか、もよりの場所へおいでください。